

2021.2

消費生活センター

ネットで見つけた格安トイレ修理業者とのトラブルが急増中



「巣ごもり」の影響なのか、全国的にトイレや水回り修理に関するトラブルが急増しています。困ったときは誰でも慌ててしまいがちです。1人で判断せずに消費生活センターへご相談ください。

【事例】

トイレが詰まり、ネットで検索した業者に電話した。担当者が来て、排水管の詰まりが原因なので、放置すれば大変なことになると言われ、慌てて契約した。担当者1人の簡単な修理作業だったにもかかわらず、50万円もの請求を受けた。

【アドバイス】

相談の多くは、ネットで「基本料金数百円から」と表示をしている事業者とのトラブルです。ネット検索で上位に表示される事業者が信用できるとは限りません。慌てさせて高額な契約を迫ってくる事業者もいます。もし、契約してしまったら、支払いをする前に消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）

2021.3

消費生活センター

注文前によく確認して定期購入のトラブルを回避

今回は、格安の初回価格などに惑わされて、定期購入の契約をしてしまう事例です。注文するときに、契約内容をしっかり確認することが大切です。

【事例】

SNSに表示された「初回500円」という広告を見て、商品を注文した。1カ月後にまた同じ商品が届いたので、解約しようと電話をかけたら、5回の受け取りが条件の契約だと言われた。

【アドバイス】

極端に安い初回価格や「〇〇コース」と表示されているときは、定期購入の可能性が高いので注意しましょう。条件や支払い総額などの重要な事項が小さな文字で離れた場所に記載され

ていることもあります。注文するときは、契約内容をしっかりと確認してください。また、「いつでもやめられる」と書いてあっても、「次回発送予定日10日前までに連絡すること」などの条件が決められていることもあります。

通信販売は、原則記載された条件に従わなければなりません。ただし、未成年者契約の取り消しや合意解約ができる場合があります。できるだけ早く相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）